

土曜相談日 原則 毎月第3土曜日 10時～16時

夜間相談日 原則 毎週水曜日 17時30分～19時

月例法務セミナー

1月10日(金) 15:00～	官澤里美	「貸すとき・借りるとき 不動産賃貸借の注意点」
2月12日(水) 15:00～	渡邊弘毅	「ゼロから始めるコンプライアンス：チェックシートで会社のコンプライアンスを自己採点しよう！」
3月12日(水) 15:00～	浅倉稔雅	「訴訟リスクに対応する労務管理のポイント」

顧問・各種会員制度のご案内

当事務所は、顧問、不動産オーナーズクラブ会員、セミナー会員という制度(概要は下図参照)をご用意しており、それぞれに応じた各種サービスをご提供しております。

なお、誠に勝手ながら法人化に伴うサービス見直しにより、セミナー会員の新規受付は終了しておりますが、既存の会員様におかれましては、2025年3月末までサービスをご利用いただけます。

	顧 問	不動産オーナーズ クラブ会員	セミナー会員
対 象	法人・事業者	個 人	個 人
料 金	税込 55,000円以上/月	税込13,200円/年	無 料
新しい相談の365日対応	○		
電話やメールでの 相談対応	○	○	
相談料	無 料 (従業員からの個人的な相談含む)	年間3回まで無料	有 料
月例法務セミナー参加費 (通常税込 3,300円/人)	無 料 (期間限定でオンデマンド配信視聴可能)	無 料 (期間限定でオンデマンド配信視聴可能)	税込1,100円

編集
後記

編集後記担当のしれんです。

最近の休日は、自身の運動不足解消も兼ねて卓球部の息子の練習に付き合っており、初心者なりにキレイなスマッシュを打てた時に息子に褒められたりして、健康維持目的以上に成長が実感でき、難しくもその奥深さを楽しんでいる今日この頃ですが、皆さんいかがお過ごしでしょうか？

すっかり前置きが長くなりましたが、今年も皆様が健康で、成長を楽しめる年になりますことを祈念いたしております。



弁護士法人 官澤綜合法律事務所 【受付時間】 9:30-17:00

〒980-0802 仙台市青葉区二日町1番23号 アーバンネット勾当台ビル10階

電話／022-214-2424 FAX／022-214-2425 代表E-mail／info@kanzawa.legal

<https://www.kanzawa-lo.com/>



各専門サイト

企業法務専用サイト >>>



<https://www.kanzawa-business.jp/>

相続専用サイト >>>



<https://www.kanzawa-souzoku.jp/>

交通事故専用サイト >>>



<https://www.kanzawa-koutsujiko.jp/>



弁護士法人
官澤綜合法律事務所
Kanzawa Law Firm

NEWS LETTER

vol.11

2025
春号

当事務所は、1992年1月10日に官澤里美弁護士が一人で創立した事務所でしたが、「ここに相談に来て良かったと思える事務所」「ここで働いて良かったと思える事務所」を変わらぬ理念とし、お客様からの幅広い分野の御相談に迅速に対応できるようにするため弁護士やスタッフを拡充してくとともに、種々の工夫や新しいシステムを取り入れてお客様への良い対応・サービスに努めてきておりました。

皆様のおかげで今年2025年は創立33年目の年となりましたが、末永く安心して案件のご依頼やお取引を戴けるようにするため事務所を法人化することとし、昨年10月11日に弁護士法人官澤綜合法律事務所を設立し、今年1月からは法人として業務を開始することと致しました。

開始当初は少しご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、法人化を契機になお一層質の良いサービスで皆様に安心を提供できるように精進して参りますので、今後とも当事務所への御指導・御鞭撻、そして御愛顧をよろしくお願い致します。



所長弁護士

官澤 里美 / かんざわ さとみ

仙台市泉区根白石生まれ
東京大学法学部卒

運動のために階段を歩くなら昇るより降りるのが効果的との記事を読み、数か月前から10階にある事務所から降りるときは階段を歩くようにしています。これが三日坊主にならずに続いており良い運動になっています。昇るのは途中で息切れしてリタイアしがちですが、降りるのは引力で1階まで着いてしまうのがGood!毎朝のラジオ体操・ブルワーカーとともに習慣化し、だんだんと近づいてきた古希を健康に迎えられたらと思っています。



副所長弁護士

小向 俊和 /こむかい としかず

■ 仙台市生まれ〈東北大学法学部卒〉

今年でちょうど50歳、「知命」です。自分の「天命」を悟るような境地には至っていませんが、人生の後半戦に入り、社会や家庭の中で自分が果たすべき役割、というものはある程度見えてきたような気もしています。個人的には昨年は結構大変なことが多い年だったのですが、これも成長の糧と考え、次の「耳順」までの10年、さらに成長していきたいと思います。



弁護士

翠川 洋 /みどりかわ ひろし

■ 長野県生まれ〈東京大学法学部卒〉

学生時代に購入して以来40年間本棚の飾りだった「百年の孤独」をついに読了しました！文庫化を機に手に取ってみたのですが、案外すんなり読めてしまいました。連綿と綴られていく一代記はなんだか織田作之助の「夫婦善哉」に通じるものを感じます。込み入って迷子になりそうな小説ですが、新潮社HPにある池澤夏樹作成の読み解き支援キットが役に立ちます。



弁護士

渡邊 弘毅 /わたなべ ひろき

■ 新潟県生まれ〈中央大学法科大学院卒〉

昨シーズンは残念ながら4位に終わってしまった楽天イーグルスですが、この場をお借りして来シーズンの願望を。「荘司康誠復帰&右のエースとして最低二桁勝利!」「左のエース早川も最低二桁勝利!」「宗山壘新人王&1年目ベストナイン&ゴールドグラブ賞獲得!」「新戦力外国人(未定)本塁打王!」「現場を知り尽くした三木采配ズバリ的中!」来年春号で答え合わせを!



弁護士

武田 賢治 /たけだ けんじ

■ 仙台市生まれ〈東北大学法科大学院卒〉

ここ数年、健康診断結果(コレステロール値や肝臓の数値、血糖値の異常)を放置してきたのですが、ついに昨年、病院を受診してきました。お医者様からは、全ての原因は炭水化物の摂り過ぎにあり、とのご指摘をいただきましたので、まずは正月の餅もできるだけ我慢して、朝昼晩もご飯や麺はできるだけ減らして、健康な1年を過ごすことを目標に生活していこうと思います。



司法書士

佐藤 光洋 /さとう みつひろ

■ 柴田郡生まれ〈東北学院大学卒〉

今年から二人のこどもがそれぞれ新しい習い事を始めます。親として新しいことに挑戦することは人生において有意義であると感心する一方で、私のお小遣いが習い事原資の一部になっているため、私としては今年一年を無事に生活できるか新年早々から不安を覚えます。今年は仕事に精を出し、早く寝て、節約を心掛ける一年にします。



弁護士

橋本 治子 /はしもと はるこ

■ 埼玉県生まれ〈東北大学法学部卒〉

恒例の山行報告。2024年後半。はじめましての山は、月山、早池峰山、禿岳、霊山。一度行った山に別ルートで登ることに面白みを見出し、秋田駒ヶ岳、一切経山、安達太良山は前回とは異なる登山口から。直近では七ツ森の七葉師掛けチャレンジ。低山とはいえ侮れぬ。毎日毎日、山の天気予報みづめて行き先決める日々でした。来年こそ昨年途中撤退した船形山へ。



弁護士

長尾 浩行 /ながお ひろゆき

■ 広島県生まれ〈京都大学法学部卒〉

「1万人の第9」というイベントに参加し、大阪城ホールで歌って参りました。全体で1時間以上、合唱のある第4楽章だけでも20分以上の交響曲は、1音1音まで計算し尽くし緻密に構成され、壮大なストーリーとメッセージが込められている、ということをレッスンの過程で初めて知りました。この傑作は文字どおり人類の遺産と言ってもいいと思います。これを歌うというのもおこがましいのですが、貴重な経験になりました。



弁護士

浅倉 稔雅 /あさくら としまさ

■ 茨城県生まれ〈東北大学法科大学院卒〉

昨年、弁護士会の土業交流会に参加しました。他土業の先生方と交流でき、勉強になるお話を聞くことができました。今年も交流会等に参加し、ご要望にお応えできるような労務関係等のセミナーを実施していきたいと思います。また、ペンギンが好きで南極に興味を持った子供と「南極・北極科学館」(東京地裁立川支部の隣)に行ってきました。本物の南極の氷に触れる等して喜んでいたのでまた行く予定です。

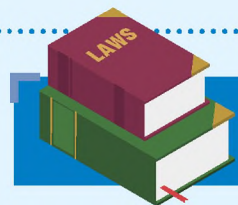


弁護士

渡部 真莉奈 /わたなべ まりな

■ 福島県生まれ〈東北大学法科大学院卒〉

2024年は法改正や新法に関するセミナー、事務所外での講演と自分なりにチャレンジした年だったなと感じています。2025年も挑戦心を忘れずに業務に取り組んでいきたいです。仕事以外では、推しのライブの当落が気になるこの頃です。それから歪んだメガネをしばらく使い続けているので、新年に備えて早めに買い替えたいです。



法律コラム

マイナ保険証について

皆さんはすでにマイナ保険証をお持ちでしょうか。

2024年12月2日以降、新たな健康保険証が発行されなくなりました。これについては、「今までの健康保険証が使えなくなった」「マイナンバーカードがないと保険で受診できなくなった」といった誤解を抱いている方がいらっしゃるかもしれませんが、今まで使ってきた健康保険証は有効期限が来るまでは引き続き使用可能です。

今のところ、有効期限が来るまで、又は2025年12月1日までは現行の健康保険証を使用することができますし、それ以降も、マイナ保険証を保有していない方については、健康保険組合等から「資格確認証」が無償交付され、これを医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができるようになる予定です。

すなわち、マイナンバーカードを作っていなくとも、またマイナ保険証を持っていなくとも、引き続き保険で受診をしていく方法は残されています。かくいう私も、まだマイナ保険証どころか、マイナンバーカードさえ作っておりません。

現在、政府は、マイナンバーカードの発行及びマイナ保険証への切替えを推進しており、これにより薬剤情報等や過去の特定健診の情報提供に同意すれば、それらの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有でき、また、医療機関等で高額な医療費が発生する場合でも、これを一時的に自己負担したり、役所で限度額適用認定証の書類申請手続きをしたりする必要もなくなり、さらにはマイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができるなどのメリットがあると言われています。

他方、このマイナ保険証については、様々な問題点

も指摘されているところです。

例えば、日常的に医療機関を利用する人にとっては、個人情報 の塊ともいえるマイナンバーカード(マイナ保険証)を常に持ち歩くことが必要となり、紛失のおそれが高くなるのではないかと、過去にはマイナ保険証に他人の情報がひも付けられるミスがあったことも発覚しており、プライバシー情報が漏洩するリスクがあるのではないかと、といった懸念の声も多くあります。また、医療現場では、実際に、カードリーダーの接続不良や認証エラーなどが発生し、従前のようにアナログで手続を行っていた際にはなかったトラブルが多く発生しているようです。医療機関はマイナ保険証に対応するため、各種設備を導入する必要がありますが、これによるコスト増加や手続の変更に対する懸念から、廃業した医療機関もあると報道されています。私どもの業務の一つに後見業務がありますが、介護施設入居者、独居の高齢者や障害者の方たちは、マイナ保険証の取得や管理、更新手続も困難であり、施設がプライバシー性の高いマイナ保険証を保管しなければならなくなってしまう負担が発生することも指摘されています。

このマイナ保険証の問題は、先に行われた自民党総裁選や衆議院議員選挙でも争点の一つとされており、今後の動向が注目されます。

人口減少も進む中、これを補うために積極的にデジタルを導入していく必要もあり、それによって生活がより便利になることは良いことだとも思われますが、国民の「見えないところ」で情報が流通してしまう可能性も否定できず、これを注視していかなければならないのだと思います。

私も、今後の動向を見つつ、マイナンバーカードを作るか、マイナ保険証を持つか、仮にこれらを持つとしたらいつにするか、考えていこうと思います。

(弁護士 武田賢治)



7訂版 読解 不動産登記Q&A

官澤里美弁護士と佐藤光洋司法書士が執筆に加わった書籍です。実務に役立つ登記簿や公図等の読み方を豊富な事例解説で解説したもので、2024年8月末に清文社から出版いたしました。